

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年7月20日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東伯郡琴浦町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金16,632円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成24年5月8日

(2) 事故発生場所

倉吉市山根地内

(3) 事故の状況

鳥取県未来づくり推進局広報課所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、路外駐車場から道路に進入しようとした際、前方より当該駐車場に進入しようとする車両があったため、後退したところ、後方で停車中の和解の相手方所有の軽乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。